

[資料]

## イギリスの貧困地域における民間非営利団体の活動—オックスフォードの事例 (2), (3)

椋野 美智子  
廣野 俊輔  
姫野 由香

### 目次

はじめに

- 1 近年のイギリスの福祉政策について
  - (1) 公的セクターとボランティアセクター
  - (2) この20年間のイギリスの福祉政策の変化
  - (3) シュアスタートとチルドレンセンター
- 2 貧困地域の再開発について
  - (1) オックスフォード市の低所得者住宅政策
  - (2) バートン地区
  - (3) ブラックバードレイズ地区
- 3 民間非営利団体の活動について
  - (1) チャイルド・ポバティ・アクション・グループ (Child Poverty Action Group)  
—子どもの貧困撲滅のための活動
  - (2) バートンコミュニティ協会 (Barton Community Association)  
—バートン地区でのコミュニティ支援活動
  - (3) ゲットینگハード (Getting Heard)  
—バートン地区でのアドボカシー活動
  - (4) オックスフォードシャー・ウェルフェア・ライツ (Oxfordshire Welfare Rights)  
—バートン地区での福祉手当に関する不服申立ての支援
  - (5) アグネス・スミス・アドバイスセンター (Agnes Smith Advice Centre)  
—ブラックバードレイズ地区での福祉手当に関する不服申立ての支援
  - (6) ピープル (People) —ブラックバードレイズ地区での幼児教育と親への支援
  - (7) オックスフォード・ユース・エンタープライズ (Oxford Youth Enterprise)  
—バラックスレインガーデンでの若者活動の支援

はじめに

本報告は、科学研究費助成事業の基盤研究(c)「行政・社会福祉法人と連携した生活困窮者支援策の開発・推進に関する実証的研究」研究代表者：椋野美智子、課題番号 26380740 の一環として、2016年9月にイギリスのオックスフォード市において実施した調査をまとめたものである。調査にご協力いただいた下表の調査協力者欄に掲げる方々、特に調査先の紹介、調査依頼、日程

調整、調査への同行、宿泊先の紹介などに多大のご尽力をいただいた Teresa Smith 先生に心から感謝申し上げます。また、長時間にわたる調査の正確な通訳を務めてくれた相沢和江氏にも感謝申し上げます。各節の執筆者は下表のとおりであるが、調査は執筆者全員及び大分大学経済学部教授阿部誠、福祉社会科学部研究科准教授垣田裕介が行った。なお、本稿は、全体を3分割したうちの第二報と第三報であり、3(1)から最後までを掲載する。

	執筆者	調査協力者
1		
(1)	棕野美智子	Teresa Smith, George Smith
(2)	棕野美智子	Teresa Smith, George Smith
(3)	棕野美智子	Teresa Smith, George Smith
2		
(1)	姫野由香	John Tanner
(2)	姫野由香	Susan Holden
(3)	姫野由香	Fran Bennett
3		
(1)	棕野美智子	Fran Bennett
(2)	廣野俊輔	Susan Holden
(3)	棕野美智子	Helen Evans
(4)	棕野美智子	Sarah Darby
(5)	棕野美智子	Fran Bennett
(6)	廣野俊輔	Sally Smith, Lindsey Hart, Helen Stroudley
(7)	廣野俊輔	Nafeesa Hussain



写真(1) 調査の様子

### 3 民間非営利団体の活動

#### (1) チャイルド・ポバティ・アクション・グループ (Child Poverty Action Group)

##### —子どもの貧困撲滅のための活動

##### 1) 団体の沿革及び性格

CPAG (Child Poverty Action Group) は、子どもの貧困撲滅のための活動を行う全国団体で、多くの地方支部があり、オックスフォードにも支部 (Oxford and District CPAG) がある。CPAG は、チャリティ組織として登録されている保証有限責任会社 (company limited by guaranteed) である。

CPAG には1965年の発足から50年の歴史がある。戦後の国会議事録では1965年までは貧困についてほとんど触れられていない。貧困の発見の方法として住居喪失があるが、1966年のテレビ番組 “Cathy, Come Home” によって居住問題が論点となり、そのころから貧困問題に注目が集まり始めた。1965年に労働党政権となつてから「貧困の再発見」が行われ、政府に対してアドボカシー活動を行う団体が増えてきた。

##### 2) 活動の内容

直接的に貧困状態にある世帯や子どもに対して支援を行っているわけではなく、調査や報告、キャンペーン、アドボカシーが活動の中心となっている。アドボカシーの活動は、地方自治体レベルの圏域で行っている。

貧困の当事者の声を届けるための方法は二つある。一つは、貧困の当事者たちが集まって意見を発信することであり、もう一つは、CPAG が個人のためにアドボカシーを行うことである。アドボカシーを行う団体や領域は多様で、子どもについては CPAG、高齢者については Age UK、ホームレスや住宅については Shelter、そのほか、ひとり親世帯、障害者などについても団体があり、それぞれ専門に特化してアドボカシーを展開している。

##### ①地方レベルの活動

オックスフォード支部で行っている活動としては、第一に調査がある。たとえば、学校教育で必要な費用 (修学旅行や制服など) について、両親にインタビュー調査を行って報告書を出した。そこでは主に修学旅行費用の問題が明らかとなり、国会議員への提案を行った。クリスマスの費用も十分でないことも分かった。

第二はキャンペーンで、社会保障給付の削減案に対して、議員に対して議会での質問を行うよう働きかけたり、地方紙に対して子どもの貧困問題について記事を書くよう働きかけている。

第三は教育で、市民、地方議会議員、国会議員、アドバイスセンターの職員に対する教育を CPAG が実施している。年に1度、大学の教育学部の学生に対して、子どもの貧困問題について、貧困な子どもはどんな経験をしているか、どのように感じているかの教育を行っている。た

例えば、教育費の負担が大きいこと、朝食を食べられないこと、就労や職業訓練の機会が欠如していることなどを採り上げている。この教育活動は、当初は大学から頼まれて実施を始めた。ソーシャルワーカーや専門家を育成する研修では、大学教員だけではなく、ケアの対象となる人が自らの経験を話す機会を設けている。また、ジョブセンターの職員にも研修を行っている。

第四はアドボカシーで、司法審査についても、CPAG が支援を行っている。具体的には、個人の代理で訴訟を起こすこともあれば、施策が実施されていない場合に直接訴訟を起こすこともある。

## ②全国レベルの活動

2010年子どもの貧困法（Child Poverty Act 2010）が制定された時には全国で活動が盛んになったが、放っておくと徐々に活動が弱まるので、レベルをキープするためにキャンペーンを行っている。子どもの貧困法には、1）貧困の測定と定義、2）貧困縮減の目標年次の設定、3）国と地方自治体に対する貧困削減の戦略策定義務が定められている。2010～15年の保守連立政権や2015年以降の保守政権の下でもこの法律が廃止までには至らず、政府が引き続き世帯収入を調査しそのデータが公開されているのは、CPAG や大学教員からデータの必要性を求める声が多かったからである。

現政権の下での社会保障予算削減によって、CPAG のキャンペーン活動がかなり困難になった。保守党の議員に労働党と認識が一致する部分を見つけることができたら少しは政策を変化させることができるかもしれない。

社会保障給付は以前に比べて一層厳しくなった。例えば、障害者は、自分自身で障害を説明しないといけないが、その基準が厳しくなった。ジョブセンターにおいても指導が厳しくなっており、面談の時間に遅れた場合、給付が3か月停止されたりする。政策は大きく変わらなくても、現場での運用が厳しくなっている。また、給付の水準が名目上変わらなくても、物価は上昇しているので実質はカットされていることになる。

社会保障給付をすべての領域で削減する目的として、国は財政赤字を削減するためとしているが、LSE（London School of Economics and Political Science）の研究者による分析によれば、社会保障給付費削減は財政赤字削減に影響を与えず、その財源は比較的裕福な層への減税施策に利用された。また、社会保障給付のなかでは、高齢者の給付の方が子どもの給付よりも守られている。

## 3）運営および職員体制

全国レベルでは有給の職員が20～25名くらいいる。残りはボランティアで、大学の教員から3か月のインターンまで幅広いスタッフがいる。全国レベルでは常勤職員が、地方レベルでは主にボランティアメンバーが実施している。チャリティ組織なので非課税である。スタッフの3名は

国会議員に、1名は上院議員になった。このようにイギリスではNGOで働く者が比較的多い傾向にある。

## (2) バートンコミュニティ協会 (Barton Community Association)

### ーバートン地区でのコミュニティ支援活動

#### 1) 団体の沿革及び性格

BCA (Barton Community Association) は、1948年に2人の住民の女性が子どものための活動を行うための拠点を求めて設立した組織である。最初、小さな小屋が活動の拠点だった。市からの要望により、1992年に現在の新しい建物、すなわちBNC (Barton Neighbourhood Centre) に移転した。所有の主体はオックスフォード市であり、運営管理は70%をBCAが行い、残り30%を市が行っている。

BNCには、次のような組織が入っている。すなわち、民間の在宅介護サービス事業者、福祉関係団体、市のオフィス、診療所、警察の駐在所、そしてBCAのオフィスである。これらの組織のうち福祉関係団体については、(3)(4)で述べるGetting HeardやOxfordshire Welfare Rightsが含まれる。警察の駐在所が置かれているのは試行的な取り組みであるが、実際に地域の犯罪が減っていることが統計的に示されている。これらの組織はそれぞれで活動を行っている。本節では、BCAがBNCの中で独自に行っている活動を紹介する。

#### 2) 活動の内容

##### ①Eatwells Café

BCAの運営部門によって経営され、その会計はBCAと切り離されている。低額で料理を提供しているので、貧困等の課題を抱えている住民にとってはきちんとした食事をとれる貴重な機会となっている。スタッフによれば、週に6回来る人もいるということだった。月曜日、金曜日、土曜日に開店しており、曜日によって少し異なるものの、朝食と昼食の時間帯に営業している。夕食は、十分な需要がなかったために提供していない。スタッフは住民の話し相手をしながら、情報提供やアドバイスをしている。雇用を創出するためにスタッフには地域の人を雇用している。

##### ②ジョブクラブ

BCAの理事の1人と数人のボランティアが担い手である。1週間に2回行っている。支援内容は、就職のための準備である。具体的には、履歴書の添削や面接の練習がその活動内容である。この活動を始めた当初は、地域にどれくらいのニーズがあるのかわからなかったが、利用者の中には長期間の失業者がおり、そうした人に対してはかなり長期間かつ手厚い支援が必要なこと、失業に関連して精神的な課題を抱えている人も多いということがわかってきた。

##### ③フードバンク

週に3回（月曜日・火曜日・金曜日），午後にBNCの出入り口近くのテーブルに食料を置き，それを自由にもっていくことができるというやり方である。置かれる食料は日によって異なるが，野菜，パン，じゃがいも，果物等である。公平のために1人1袋というルールがある。抵抗を感じることなく利用するために，スタッフは特に配置されていない。

#### ④その他

美術クラブ，放課後宿題クラブ，バス旅行，バートンバッシュ（地域のお祭り），ソマリア難民のための手芸や縫物の教室などを行っている。また，地域の様々な活動に対して会議室等のスペースを貸し出している。活動のスケジュールはBCAのホームページやSNSによって知ることができる。



写真(2) BNC 館内



写真(3) フードバンク



写真(4) Eatwells Café



### 3) 運営および職員体制

BCA の経営状況については、収入は年間おおよそ15万ポンドであり、その内訳は、他団体に貸し出している事務所等の賃貸収入が8割、その他が2割である。その他には、チャリティからの寄付が含まれている。支出はおおよそ同額である。市との契約で BCA はその使用しているスペースについて賃料を払わないでよいと取り決められている。Eatwells Café は BCA 本体とは別部門であるが、カフェ運営は赤字であるため BCA から助成金を出している。

BCA には、11人の職員がおり、全員パートタイムである。調査に応じてくれた Susan Holden は「給料はパートタイム、仕事はフルタイム。情熱がないとこの仕事はできない」と話していた。この15年間で活動の規模はかなり大きくなったが、その資金は常に安定しているわけではないとも話してくれた。

### (3) ゲットィングハード (Getting Heard) —バートン地区でのアドボカシー活動

#### 1) 団体の沿革及び性格

団体の沿革及び性格は Getting Heard のホームページによると次のとおりである。

- |       |  |
|-------|--|
| 1989年 | もともとはオックスフォード県アドボカシー開発グループとして、National Health Service and Community Care Act 1990の下で、ソーシャルサービスの利用者の声が聴かれ対応されることを保障する目的で開催された会議に続いて設立された。   |
| 1992年 | チャリティー組織として登録した。   |
| 1996年 | コーディネーターに支援された訓練されたボランティアによって提供されるコミュニティ・アドボカシーの初めてのスキームが創設された。  |
| 2000年 | 専門家による認知症プロジェクトを開始した。  |
| 2002年 | 学習障害プロジェクトを開始した。   |
| 2007年 | Independent Mental Capacity Advocacy の形で、初めて法に基づくアドボカシーサービスの提供を開始した。   |
| 2014年 | アドボカシーの地方チャリティー組織である seAp (Support, Empower, Advocate, Promote) と連携して、オックスフォード県全体で法に基づくアドボカシーサービスを提供し始めた。また、Old People's Advocacy Alliance と連携して高齢がん患者のためのアドボカシーサービスを提供する3年間のプロジェクトを始めた。 |
| 2015年 | Care Act 2014 に基づく Independent Care Act Advocacy の提供を始めた。  |
| 2016年 | 名称を Getting Heard に変更。「アドボカシー」という用語の神秘性をなくし、このサービスを利用しやすくするため。seAp との連携によりオックスフォード県との契約によって3年間のアドボカシーサービスの提供を始めた。  |

#### 2) 活動内容

法に基づくサービスと法に基づかないサービスの両方の活動を行っている。

##### ①法に基づかないアドボカシーサービス

もともとは、法に基づかないサービスから始まっており、今でもそれは組織の中核をなすサービスである。高齢ガン患者アドボカシーサービス (Cancer and Older People Advocacy Service) とコミュニティ・アドボカシーサービスがある。

第一の高齢ガン患者アドボカシーサービスは、50歳以上でガンにかかった者の支援である。活動に携わるボランティアもガンに何らかの形で関係している人が多い。財源は宝くじの基金を活用している。

典型的な例としては、80歳以上で認知症があり、友人家族もなく、病院の予約を忘れてしまうなどの問題がある者に対して、通院の同行をするというものである。相談経路は、半数は病院の医師や看護師などからの紹介であり、半数はポスターを見たりして直接本人からの相談である。

第二のコミュニティ・アドボカシーサービスは、例えば、成人で家族友人がなく手紙の読み書きができないなどコミュニケーションに問題があるような者や、パニック症候群、麻薬やアルコール問題を抱えている者などを対象とするものである。一般的に多い相談は、大家とのトラブルや、近隣からの嫌がらせなどである。法律的な問題は取り扱えないのでそのような場合は弁護士を探す手伝いをするところまで終わる。訴訟上の代理人支援制度 (litigation friend) もあるが、予算が不足しがちである。だからといって無資格者でそのギャップを埋めることはふさわしくないと考えている。

一つの問題については3～6か月サポートする。もし、それで終わらなければ改めてもう一度3～6か月のサポートを行う。相談経路は、1/3は直接本人からの相談で、その他はソーシャルワーカー、チャリティ組織などから紹介である。

その他の活動として通常はキャンペーンなどが考えられるが、Getting Heardでは独自のキャンペーンは実施していない。依頼人が何を言いたいが仕事の基であるため、自らの発想からではなく、依頼人の意見収集から取り組みが計画されるからである。ただし、高齢ガン患者アドボカシーサービスについては、全国組織のガン患者支援ヘルスウォッチがクライアントの意見や懸念を集めてキャンペーンをしているので、そこを通じて、患者から集めた声を病院に届けている。

## ②法律に基づくアドボカシーサービス

県との契約で法律に基づく次のようなアドボカシーサービスを実施している。

第一に Independent Mental Capacity Advocacy がある。Mental Capacity Act 2005により、精神疾患、認知症の者の住居の変更、医学的治療の必要性の判断についてはナショナルヘルスサービスからも地方自治体からも独立した第三者のアドボカシーが必要とされている。アドボカシーとは、対象者が見解や望みを表明し、権利を確保し、関心を表し、情報やサービスへのアクセス、選択肢を探することを支援することである。

第二に Independent advocacy under the Care Act 2014 である。2015年に施行され、自分でコミュニケーションができない者に対しては法律上アドボカシーが必要とされた。これらの対



象者の認定や評価、支援計画の作成は県の権限で、ソーシャルワーカーや病院から紹介される。

第三に、Independent Mental Health Advocacy である。Mental Health Act に基づき、措置入院させられた患者のアドボカシーである。

### 3) 運営及び職員体制

職員は、有給職員10名（フルタイム換算で6名）とボランティア50人である。県との契約については、地方のアドボカシー組織である seAp と連携して入札している。契約期間はこれまでは1年間だったが今年から3年契約になった。更に2年間の延長も可能である。入札と手続きに時間がかかるのが問題である。県との関係は契約に基づくので、実施することは明確だがすべての活動が細かく規定されているわけではない。法律に基づく複雑な仕事である。年に4回、県とのモニタリングミーティングで内容の再検討を行うこととなっている。有給職員10名で県全体の仕事を受託している。

サービス提供のきっかけは電話やメールである。電話は本人からが多く、メールはソーシャルワーカーからが多い。そのほか、地域住民からの紹介の場合もある。

持ち込まれた相談の交通整理は Hastings にある seAp のコンタクトセンター（職員は6～8名）で電話による対応で振り分けられる。専門家からの紹介の場合、明確で交通整理は特に必要がない。コミュニティー・アドボカシーサービスや高齢ガン患者アドボカシーサービスを利用する住民からの相談の場合には、面談をして検討する。その中で県との契約に基づいて提供できるサービスをみつけることもある。

依頼者は電話でのコミュニケーションが困難な場合があるため、基本的には面談で対応する。出かけていくことが多い。1時間ぐらい面談にかかることもある。

個人情報の取り扱いは、秘密保持同意書（Confidentially Agreement）に署名をもらう。ボランティアにも患者との知人関係の有無を確認して、知人のサポートは依頼しないようにしている。

ボランティア教育は当初3日間のトレーニング、前科の確認、筆記レポートの提出を行う。その後、毎月ボランティア相互の活動合評会を行い、3か月おきにコーディネーターとのボラティア面談、年1回安全保護のトレーニングを行う。

## (4) オックスフォードシャー・ウェルフェア・ライツ（Oxfordshire Welfare Rights）

ーバートン地区での福祉手当に関する不服申立ての支援

### 1) 団体の沿革及び性格

OWR（Oxfordshire Welfare Rights）は1984年に設立された。1980年代のサッチャー政権の社会保障制度再編成により、福祉手当やその受給要件が変更になり、不服申立てに対する支援

の需要が増したことが背景にある。現在、Barton Advice Center 部門とともに、かつて Barton Project<sup>1)</sup>として知られていた OCWA (Oxford Community Work Agency) を構成している。OCWA はチャリティ組織である保証有限責任会社である。

## 2) 活動内容

活動内容は、住民に対する直接支援と支援者に対する支援である中間支援に分けられる。直接支援としては、a) 社会保障の各種手当 (就労者手当, 障害者手当, 老人手当, 老齢年金など) の支給の拒否や過払い金の返還命令に対する不服申立ての支援を行う。

給付を拒否された場合、雇用年金省 (Department for Work and Pensions) に不服申立て (challenge) ができる。これは書面による申立てで、これを OWR が代って行う。年間1000件ほどある。この段階で認められる率はさほど多くない。これは雇用年金省の職員が十分法律を熟知していないためだと考えられる。この段階であきらめる人もいる。

雇用年金省に対する不服申立てが却下された場合、審判所 (tribunal) に不服申立てができる。この場合は、審判所に OWR の職員が同行する。準備には1年以上かかることもある。これは年間350件ほどで、そのうち88%が認められる。裁判とは異なるので弁護士でなくてもできるサービスであるが、高度なトレーニングが要求されるため、研修制度がある。このような支援は以前、法律扶助 (Legal Aid) で弁護士が行っていたが、予算が大きく削減されたため弁護士がこの仕事をしなくなった。全国的に専門的なサービスを実施できる団体は大きく減少している。

相談者の 85%程度は所得制限のある福祉手当受給者であり、残り15%程度は所得制限のない障害者手当や老齢年金の受給者であるが、いずれにせよ何らかの手当の対象者である。

依頼者が入院中や虚弱で外出できないなどの場合は訪問もするが、基本的には来所してもらう。来所困難な場合には (3) で述べた Getting Heard のスタッフが支援することもできる。また電話相談も受け付ける。

以前は誰でもいつでもアクセス可能なサービスであったが、現在は週に一度だけ一般相談を受け付けている。OWR はオックスフォード県内で専門的な助言ができる唯一の団体であり、需要が多すぎるため限定的にしている。

ただし、次に述べるコンサルタンシー・ラインがあり、このラインのおかげで他の団体も簡易な仕事なら対応可能になり、OWR はより複雑な問題に集中して対応が可能になってきている。

この仕事は行政の委託によって行っているわけではない。社会保障法に基づき、個人は不服申立てができる。個人で行うこともできるが非常にむずかしい。したがって OWR が不服申立てをする個人の支援をしている。この支援自体は法律に定められているわけではない。

OWR の支援したケースがテストケースとなることもある。たとえば、法律的な問題で年金支給の拒否に不服申立てを行い、OWR が勝てば全国的な変更が起きることになる。

そのほか、借金のある者の支援も行っている。債権者との協議、家計管理、予算計画の助言などを行っている。

中間支援としての活動は、a) ハンプ郡とオックスフォード郡の社会保障に関する仕事に従事している者（県の職員も含む）の訓練と b) 他のサービス提供機関や弁護士、地元国会議員、アドバイザーへ専門的な助言を行うコンサルタンシー・ラインである。

そのほか、キャンペーンやメディア対応なども行っている。

### 3) 運営及び職員体制

職員は1970年代に職業年金省の職員だった人や別のチャリティ組織である Citizen's Advice Center にいた人などである。去年は職員が7人いたが、県からの資金が削減されたために職員を削減して現在は3.5人である。0.5人分の職員(83歳)は debt worker として借金のある者の支援をしている。専門知識が必要なので全員が有給職員であるが、事務は1人のボランティアが行っている。ただ、ボランティアスタッフが研修して職員となることもある。

財源はオックスフォード市との契約による部分が大きく、他にオックスフォード郡（これは大幅に削減された）や住宅協会からも一部資金が来ている。中間支援の活動はいずれも競争入札で県や市との契約により行っている。

### 4) その他

現在進行中の福祉改革については、その困窮者への負の影響に強い関心を持っている。

#### ①寝室税 (Bedroom Tax) の創設

福祉住宅に住んでいて余分の寝室がある者にはもっと小さい福祉住宅に移転させるために、余分の寝室について料金を支払わせる仕組みになった。これにより、子どもが施設に入所して小さな住宅に移転したために、入所している子どもの部屋がなくなって、ソーシャルワーカーが子どもを家族に返せなくなる問題も起きている。また、障害のある独身者が二つ寝室のある福祉住宅に入居していて、その地域の福祉住宅の供給が不足しているためにより小さい住宅が見つからないような場合には、困窮しているにもかかわらず余分の料金を支払わなければならないという問題も起きている。

#### ②ベネフィット・キャップ (Benefit Cap) の創設と引き下げ

家族当たりで手当の支給額に上限値を設定するもの。現在、年間2万6000ポンドが上限だが、来月からは2万ポンドに引き下げられる。

#### ③就労手当 (Working Tax Credit) の減額

#### ④児童手当 (Child Benefit) の減額

現在、子ども1人当たりで金額が定まっているが、2017年4月以降、子どもが3人以上いても

2人目までしか児童手当が支給されない。

#### ⑤ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) の試験適用

障害者手当以外のすべての手当を一つに統合するもので、オックスフォード県で試験的に導入した。求職中の独身者に試験的に適用したが、来年から家族のある人も含めて全体に適用する予定である。

これまで大家に直接支払われていた住宅手当などもこの中に含まれて一括して支給される。住宅手当の金額については職業年金省から地方自治体に問い合わせた後でないとは確定しない。このため支給に時間がかかり、家賃の支払いが遅れる。また、例えば支給された手当を家賃と食費のどちらに充当するか自分で判断しなければならなくなり、それが困難で滞納が生じることもある。住宅協会 (Housing Association) の滞納に対する立ち退き請求などの措置も厳しくなっているため、ホームレスの増加につながるおそれがある。また、今までは週単位で支給された手当が月単位で支給されるため、自分で1か月分の予算計画を立てないといけないが、それが困難な者もいる。

#### (5) アグネス・スミス・アドバイスセンター (Agnes Smith Advice Centre)

—ブラックバードレイズ地区での福祉手当に関する不服申立ての支援

##### 1) 団体の沿革及び性格

ASAC (Agnes Smith Advice Centre) 1970年代に組織され、当初はボランティアのみで構成されて、Holly Family 教会の敷地内で活動を行っていた。1990年代まで教会で活動を行い、1990年代半ばごろに閉店となった店舗に入居した。2(3)で述べたグレイターレイズ開発計画は、ASAC が移転してから起きた。

ASAC の名称にある Agnes Smith は、教育レベルの高い人ではなかったが、ここに勤める前に読み書きを勉強し、多くの人に強い印象を与え、慕われた人だった。ボランティアとして従事し、その後有給のスタッフとなった後、マネジャーに着任した。彼女が他界してから、彼女の名まえをとってセンターの名まえにした。

ASAC の設立当初は、単純なボランティアサービスだった。庭の世話や荷物の搬出入などもしていた。1965年に Tony Lynes が初のウェルフェアアドバイザーとなってブラックバードレイズまで出てきたときは、George Smith が机を運ぶなどの手伝いをした。しかし、この20年でセンターの役割はより専門化し、地域のなかでの役割は変わってきている。このことは、それだけ社会保障制度が複雑化してきていることの表れでもある。つまり、現在では、トレーニングなしでアドバイザーの仕事はできないほど社会保障給付が複雑化してきている。かつて実施していたような単純で日常的な相談援助業務のニーズは今もあるはずだが、他の団体が実施していると思われる。

## 2) 活動の内容

### ①活動の概要と相談者の特徴

ASAC は、地元のブラックバードレイズに根差した活動をめざしている。中心となる活動は二つで、第一は意見収集にもとづく政府への提言で、第二は政府の誤った決定に対する不服申立ての支援などの相談援助活動である。相談援助活動の主な対象項目は、2014年度分の活動報告書によると、最大は35%を占める社会保障給付の問題で、次いで34%の借金の問題である。給付は主に雇用支援手当 (Employment and Support Allowance)、税控除 (Tax Credits)、住宅手当 (Housing Benefit) であり、借金は主に地方税滞納 (Council Tax Arrears)、家賃滞納 (Rent Arrears)、クレジットカード負債 (Credit Card Debt) となっている。

本来受け取ることができる支援を知らない人、あるいは支援を受けることが恥ずかしいと考える人への相談援助も行っている。手当の受給が増えれば結果として地元で消費が促進される結果をもたらすため、市としても支援をすることは経済的にマイナスばかりではない。

相談援助による成果は、得た手当等の総額が約28万ポンドで、帳消しにできた負債の総額は57万ポンドである。負債の処理内容のうち8件は自己破産、44件はより簡易な負債救済命令である。

相談件数は1697件、相談者の人数は1057人である。数字が異なるのは、たとえば借金については同じ人が何度も相談に来るためである。資金提供をしてくれている団体から、常連の相談者と、新規に来所する相談者を分けて明記してほしいという要求があるため、それも挙げているが、新規の相談者は836人である。相談者は3分の2が女性で、全体の30%が障害または長期的疾患を患っている。高齢者より稼働年齢の相談者が多く71%である。

相談形態については、原則は予約による来所の面談である。予約なしで立ち寄れるドロップインの日もあり、その日は混み合う。歩行障害のある人には訪問相談も行っている。

活動に関わる課題として、心配なできごとが二つある。第一は、借金問題への相談援助について費やさなければならない時間が急増してきていることである。第二は、最近他のチャリティ組織の援助、フードバンクなどの援助を必要とする人が増えてきたことである。このことは、最近の政府の社会保障予算削減によって、人々の生活が苦しくなった結果と考えられる。

### ②周知方法について

ASAC の活動内容や相談窓口についての周知方法は、二つある。第一は、ASAC のロケーションによるものである。町の中心に立地していて、隣は郵便局である。社会保障給付は郵便局で受け取ることが多いので、相談に来所するのに便利である。さらに薬局、美容院、スーパーマーケットにも隣接している。つまり、多くの市民の目にふれる場所に立地している。ASAC にとってロケーションは大切であり、この地域の再開発の話があるが、この建物を手放したくない。ただし、相談者によっては匿名で相談したいという人もいることから、このロケーションのデメリットもある。オックスフォードのような場所では、多様な立地、多様な機能が必要である。

第二は他の関連組織からの紹介によるものである。また、ASACは、2か月に1度全戸配布のニュースレターを発行している。

### ③相談者の言語について

英語のできない相談者であれば、通訳できる家族を連れてくる。ただし、その場合は守秘義務の問題が起こることもある。また、ドメスティック・バイオレンスの相談のときに英語ができる世帯員が子どもだけということもあって問題となる。以前は、政府が通訳サービスを実施していたが、これも削減された。その理由の一部は、政府がイギリスに統合していくために英語教育を重視するようになったからである。相談者のなかには、識字能力や計算能力が不十分な人たちもいる。

### ④緊急的な援助

ASACの活動の本来の目的は、政府によって与えられている権利を主張し、保障することである。そのため、直接に金銭を提供することはしていない。ただし、他のチャリティ組織に緊急援助を依頼することがある。それは、割合としては少ないが、重要な取り組みでもある。フードバンクに紹介することもある。なぜなら、地元団体の紹介がないと利用することができないフードバンクがあるからである。

### ⑤関連組織との連携

主に、オックスフォード市、住宅協会（Housing Association）、Mind（精神障害関係のチャリティ組織）などとの連携を図っている。パートナーをはじめ、周辺地域のアドバイスセンターとの連携も強まっている。ただし、(4)で述べたOWRは、県の予算削減によってスタッフ数が少なくなり、活動規模が極端に縮小されて、特定の相談者の支援しかできない状態になっているらしい。このため、これまでOWRに紹介してきた不服申立てについて、現在はわれわれ自身で書類準備を行っている。しかし、ASACは小さな組織なので、審判所に同行するアドボカシーはしていない。そこまで行くと、1人の相談者のために時間がかかりすぎる。できるだけ多くの相談者に対応するための効率化である。現在、この満たされていないニーズ、つまり審判所に同行してのアドボカシーを行うアドバイザーが訓練を受けるための補助金獲得を検討しているが、非常に労働集約型の仕事なのでジレンマもある。

### ⑥最近の社会保障予算削減の影響

以前は、Community Care GrantやCrisis Loanなど厳格な条件で生活困窮者へ補助金やローンを提供するSocial Fundがあった。これは裁量的であったが、全国的に準備されていた。また、それを断られた場合には不服申立てをできるようにになっていた。この制度について、一部を除いてLocal Welfare Assistantとして地方自治体に移管し、その際に予算も削減した。県はSocial Fundの権限移譲後、専門機能がなかったために社会的企業に運営を委託したが、うまくいかなかった。そこで、県はそのファンドを廃止し、一部は社会的養護児童のアフターケアなど



を独自に実施し、残りは高齢者のケアに利用した。この結果、緊急的に支援が必要な相談者が急増したと考えられる。Social Fund の移管以外にもいろいろな変化があるが、影響が出るまでには時間はかかると思う。

最も大きな削減は、社会保障給付の物価スライドの凍結である。昨年、今後4年間の稼働世代給付の物価スライドを凍結すると政府が発表した。住宅手当は対象ではないが、オックスフォードでは家賃が高いので、住宅手当の額より家賃が高い場合、受給者が他の手当から補填して支払っており、他の手当額が凍結されると問題が生じることが予想される。このため、政府は問題が生じた場合に、住宅に限らず市が援助することができるようにした。このため、ASACは、受給者が市に住宅費の援助を申し出ることを支援している。ただし、この市の援助は、裁量的なもので一時的なものとなっている。

#### ⑦新たに取り組んでいるプロジェクト

いま、地元のチャリティ基金から受けている補助金は、革新的な変化を起こしたいと願っているチャリティ組織に交付される補助金である。有給のアドバイザーがより有効に支援できるよう、ボランティアのアドバイザーが補助する仕組みをつくることを目的として、ボランティアのアドバイザーを訓練・監督するスーパーバイザーを配置するなどのモデル事業を実施している。訓練は1週間に2回行っており、このためにオフィスも追加し、センター全体の内装も改善した。このセンターで4人まで一緒に仕事をできるようになり、2年前とはずいぶん変わった。

この結果、ボランティアのアドバイザーが、申請書の記入を支援したり、時間の無駄を防止するために相談者に電話連絡を行う相談予約のリマインダーなどを行うようになり、有給のアドバイザーがより効率的かつ効果的に仕事をできるようになってきている。この取り組みは成功したと思っている。実際に、個々のスタッフもより専門性を高めており、地域に対してよりよいサービスを提供しているし、地域に根付いていると自負している。

### 3) 運営および職員体制

#### ①運営費

運営費は、50%が市から出ている。以前は県からも支援があった。そのほか、住宅協会からスタッフ1名弱分の経費、教区、チャリティ基金、募金活動からの資金などで賄っている。個々のプロジェクトには資金が出るが、継続的な活動に充てる資金の確保は難しい。

施設は、市が所有する建物に入居しているが、賃料は市からの補助金で支払っている。市が透明性を望んでおり、このようにしている。

#### ②職員体制

職員体制については、全員がパートタイムで、フルタイム換算で4名となっている。アドバイザーは高度な訓練を受けているため、社会保障給付や借金についての知識はある。しかし法律家

ではない。20年以上の関わりがある法律事務所から、弁護士が2週間に1度やって来る。ASACのマネジャーは弁護士である。

ボランティアの募集については広告を出している。地元のブラックボードレイズから応募があると思っていたら、ほとんどなかった。実際に応募があったのは、次に述べるスタッフBのように法律家になるための経験を積みたいという人などである。もう一つのタイプは中央ヨーロッパや東ヨーロッパ出身の若い女性で、仕事に就くための経験を積みたいという人が多い。ただし、その人たちの一部は、言語の問題がある。

### ③スタッフからのヒアリング

#### <A>有給の受付スタッフ

ボランティアを受け付ける業務を担当している。初め何年かはボランティアで従事していて、それによっていろいろな人と出会う機会を持ち、コミュニティの仕事に関心を持つようになった。4年ほど前から雇用されて受付で働くことになった。ここで生まれ育って、今もここから20分くらい歩いたところに住んでいる。働き始めたころに息子が小学校に通い始めた。シングルマザーである。

#### <B>有給のアドバイザー

週に3日勤務している。申し立て書類作成の支援をしている。最も深刻なのは、「家族の介護をしているため働けない人」、「病気のため働けない人」に対する支援である。数として多いのは、障害を抱えているため働けない人への支援である。社会保障給付の申請を却下された人への支援を行っているが、現在は制度が常に変化しているので、初めの申請手続きの段階で支援を必要とされることもある。特定の給付を受給するための支援が求められる場合もあれば、とにかく困窮していて相談に訪れる人もいる。ドロップインで訪ねてきた人に面談を行い、次の相談援助のアポイントを取って、その際に給付のための手続きを行う。給付が停止されている場合もあり、それは子どもに関する給付であることが多い。理由としては、面談に行く必要があったのに体調不良で行けなかったことや、母子世帯で誰か他の人と同居している情報が伝わったことなどである。

#### <C>ボランティアのアドバイザー

2016年1月から従事している。当初は相談者に対するアドバイスに同席するだけであったが、のちに独自のアポイントを取るようになった。社会保障給付のオンライン申請の支援も行っている。オンライン申請の仕方が分からない相談者に、一つひとつ一緒に並んで支援している。申請には所得証明や身分証明が必要になることもある。有給のアドバイザーの手伝いをすることもある。現在は週2回、2時間半かけてこのセンターに通っている。チャリティのウェブサイトでこのセンターを知った。ここで働こうと思ったきっかけは、大学で法律を専攻していて、将来就きたい仕事にここでの経験が役立つのではないかと考えたことである。将来は法律家になりたいと

思っている。ASACでの仕事は、法律の実際の面を知るのに役立つと思っている。実際に相談者と話すことができるのも貴重な経験になっているし、自信がついてきた。ASACでは、外部から専門家を招いてボランティアに対しても研修を実施してくれる。これまで社会保障給付の専門家から訓練を受けた。1日のうち面談での相談は2件程度で、その他に電話での相談もある。アポイントのある相談者に電話をかけて、予定どおりに来るかどうかを確認する仕事も行っている。



写真(5) ASAC 外観



写真(6) ASAC 外観②



写真(7) ASAC 館内

## (6) पीプル (Peep) —ブラックバードレイズ地区での幼児教育と親への支援

### 1) 団体の沿革及び性格

Peep は就学前の子どもの早期教育、養育者の支援、支援者に対する教育を行うチャリティである。出発は当時、オックスフォード県の教育局長で、後にキール大学の教授になった Tim Brighouse と Michael O' Regan の間で早期教育に関するアイデアについて話し合われたことにある。彼らは、生活困窮者が多い地域では、識字等に困難を抱えている子どもも多い。そうした子ども達は、自分自身も生活困窮に陥る可能性をもっており、それを防ぐための活動が必要だと考えた。Michael は専門職や関係機関のネットワークの構築を始め、社会的なスキルが低いまま小学校に入学した子どもの情報を集め始めた。その活動の中から1995年、Peep (Peers Early Education Partnership) というプログラムが生み出された。このプログラムを用いた実践が次第に知られるようになり、チャリティ名称として Peep が考案された。ホームページに掲載されている活動の原則は次の通りである。

- ① すべての親、養育者およびすべての子どもの可能性を信じる
- ② 親子の関係が学習にとって重要である
- ③ 私たちは親や養育者がこれまでしようとしてきたことを重視し、それをよりいっそう行うことを支援する
- ④ 日常生活の中に学習を組み込むことで生活を変えることができる。

出所：Peep, 2016.

### 2) 活動の内容

Peep の行っている活動の中で、私たちが調査することができたのは、①子どもと親のグループ・家庭訪問、②プリスクール、③支援者の教育である。本稿では、この三つのプログラムについて述べる。この他にも出生前の親の支援プログラムも行っているが、本稿では紹介しない。Peep のホームページによって、出生前の親の支援プログラムについてその概要を知ることができる。

#### ①子どもと親のグループ・家庭訪問

Peep では親と子どものためのグループを様々な形で提供している。対象は、就学前の2-4歳の子どものと養育している親等である。Peep プログラムでは、対象となる子どもの発達段階に合わせて、子どももしくは養育者が学習するトピックが74リストアップされている。プログラムの実施には、標準化された手順がある。グループの場合には必ず決まったやり方があり、歌を歌う。お話しをする。あるトピックについて話し合う等である。学期中の月曜日から木曜日、午前の部と午後の部に分けて実施している。

また、対象者のニーズに合わせた柔軟な支援を提供している。たとえば、家庭訪問による1対

1での支援の提供、自由に立ち寄ることができるグループ（ドロップイン）である。ドロップインは地域の教会やホールでも行われている。

貧困等の課題のある家庭やひとり親の家庭、英語が第一言語でない家庭、多子の家庭、健康問題を抱えている家庭の子どもの支援が特に重要であるという。ニーズを捕捉するために、特にニーズが高い Blackbird Leys 地区に住んでいる 0-2 歳の子どものいる家庭、全部を招待する。家庭に訪問し、説明し、参加を勧める。もし来ない家庭がある場合には来られるようにサポートする。たとえば、プログラムの前に電話をする（ただし、参加しないことに対して批判はしない）、近所の人に一緒にきてもらうようお願いする等のアプローチをする。支援者は、対象となる人がグループに参加しない理由を重視している。なお、次の項目で紹介をするプリスクールと平行してグループに参加することもできる。

## ②プリスクール

①で紹介した子どもと親のグループ、家庭訪問をする中で生活困窮家庭の 3 歳以下の子どもに保育の高いニーズがあることが明らかになった。それまでの活動の実績から県の要請を受け、プリスクールを 2015 年 1 月に開設した。英国では、政府が未就学児向けの Early Years Foundation Stage (EYFS) カリキュラムを作成しており、出生時から小学校に就学するまでの期間の教育がこれにもとづいて行われる。People のプリスクールもこのカリキュラムにもとづいて早期教育とケアを行っており、Ofsted（教育に関する品質管理をしている独立団体）の監査を受け、その基準を満たした学校として登録されている。

それまでの実践経験から、親が参加することが重要と分かっていたので、その経験を共有しながらプリスクールを開始した。現在、Learning Together プログラムを使って、親の支援も行っている。歌の時間に親と一緒に参加する、あるいはお話しの時間、子どもがどのように学習しているかの知識を共有する。学校での経験にもとづいて、子どもや親がする課題がだされ、自宅で親と子どもがそれを行う。そして親が子どもとどんなことをやっているかをプリスクールで報告する。People は、子どもと親へのサービスをする経験を積んでいる。EYFS によって登録されている早期教育機関は各地にあるが、親も使えるプログラムをしているのは、People のプリスクールだけである。

続いて、利用料と利用時間について述べる。低所得の下位 40 パーセントの 2 歳児には 1 週間に 15 時間のケアが受けられる補助金が中央政府から出ている。また、すべての 3~4 歳児は無料で週に 15 時間の支援を受けられる。この間の教育が効果的であることが明らかとなっているからである。しかし、政府の補助はあってもサービスを実施できる受け皿がなかった。また、補助を受ける資格があることを利用者が知らない、重要性を理解しない場合もあるので、参加を勧める活動をしている。

サービスの提供は、3 時間のセッションを午前、午後の 2 回実施している。1 セッションに 22

人の子どもが上限である。延長も可能だが、利用料が高くなる。未就学児童の2歳～4歳（8月まで）までが対象となっている。

### ③ 支援者の教育

Peepでは、子どもの早期教育やケアに関わる支援者の教育も行っている。Peepのプログラムを基盤にして、年間、おおよそ1000人を教育している。

### 3) 運営および職員体制

子どもと親のグループ・家庭訪問の資金は、チルドレンセンターの委託費や個人の寄付で構成されている。チルドレンセンターの委託費の基盤となる県予算の削減が進んでおり、広く子ども達に早期教育を施し生活困窮を予防するアプローチから、特に問題を抱える家庭に焦点化したアプローチに変更せざるを得なくなってきた。プリスクールは県の補助と中央政府からの給付で運営している。中央政府からの給付は年齢によって異なり、直接にプリスクールに支払われる。

次に職員体制について紹介する。Peep全体の職員が25人である。このうち、フルタイムが3人、他はパートタイムである。また、3名のボランティアが活動している。家庭支援を担当しているのが、7名の職員と2名のボランティアである。プリスクールを担当しているのが、5名の職員と1名のボランティアである。支援者の教育は職員1名と研修ごとにトレーナーを雇って運営している。また、Edinburghにサテライトオフィスがあり、そちらには3名の職員がいる。その他、事務員等が10名である。支援者に対する養成研修は対象者から費用を徴収して行っている。

表1 Peepの職員体制

[単位：名]

種 別	職 員	ボランティア
家庭支援	7	2
プリスクール	5	1
支援者の教育	1	—
サテライトオフィス	3	—
事務等	10	—
合 計	26	3

注：聞き取った職員を合計すると26名となる。職員の合計は25名ということだったので、上に挙げた職務のうち兼務している者があると思われる。





写真(8) プリスクール室内



写真(9) プリスクール園庭

## (7) オックスフォード・ユース・エンタープライズ (Oxford Youth Enterprise)

ーバラックスレインガーデンでの若者活動の支援



### 1) 団体の沿革及び性格

George Smith と Teresa Smith が1980年代に会社として設立した。青年層の失業率が高かった当時に、高度な印刷技術のワークショップなどを行った。この活動は10～15年間程度で閉鎖したが、会社そのものは存続させた。チャリティステータスをもっており、若者のための活動を続けている。

ここでの若者支援の考え方は次のようなものである。時に若者はさまざまな課題を抱えている場合がある。その課題ゆえに、時に若者の集まりや放課後のクラブから排除されたり、その課題が原因で警察に逮捕されたりすることもある。警察はその若者を捕まえるかもしれないが、Youth Enterprise では、そうした行動の原因の方を重視する。また、若者は、性別、人種、社会階層、宗教など多様な属性のラベルを負わされていると考えられている。そうしたさまざまな

課題をもつ若者が排除されることなく活動できることを目指して、これから本稿で紹介するプロジェクト Name it は行われている。

## 2) 活動の内容

Oxford Youth Enterprise で行っているプロジェクトの名称は Name it である。この Name it という名称は、Paulo Freire<sup>2)</sup> による、問題から圧力を受けている場合には、その問題に名前をつけることが有効であるという議論に由来している。具体的な活動内容の具体例をいくつか挙げると次の通りである。一つは、若者自らが調理やキャンプなどの活動を行うプログラムである。Name it では、ガスや電気が通っておらず、若者たちは火をおこすことから始めて調理等を行う。もう一つは自分たちの権利や文化について学ぶ活動である。たとえば、警察に職務質問や身体検査をされた際に自分たちにどんな権利があるかをワークショップやロールプレイを交えて学ぶ。また、農園に出かけてハラール（イスラム教徒が食べることができる食材）について学んだこともある。

さらに、若者がグループで外出したり、キャンプをしたりする。公園でスポーツをしたり、アイスクリームショップに出かけたりしている。これらの具体的なプログラムはそれ自体目的ではなく、活動に主体的に取り組むことを通して、若者たちが主体性を獲得すること。また、若者が抱えている問題について介入すべき点を明らかにすることである。活動の拠点となる場所は、もともと誰も使わないガレージで、大きな庭に倉庫がある場所である。この場所を利用して、コミュニティがそこに植物を植えたり、イベントを開けるように整えたりした。バラックスレインガーデンと呼ばれている。活動の時間は土曜日の夜（18時～21時頃）である。若者は土曜日に出かけることが多いにもかかわらず、他のユースセンターで土曜日に開いているところは少ないためにこの時間が選ばれた。利用者数は20～25名で、参加者の年齢層は9歳から16歳である。参加者のほとんどは非白人である。普通に学校に通っている者が多いが、2～3人、学校を退学になった若者もいる。広報は、SNS と口コミで行われており、他の場所では言えないことが言える、受け入れてもらえるといった理由で参加者は増加している。

## 3) 運営および職員体制

有給の職員1名と学生のボランティア数名で運営されている。有給の職員である Nafeesa Hussain がオックスフォード大学・ラスキンカレッジで学位を取得する際に、このプログラムが始まった。ボランティアはオックスフォード大学のユースアンドコミュニティワークという科目を履修している学生の実習を含んでいる。

資金は、オックスフォード市から助成金を得ており、Children in Need の募金からも資金を得ている。現在は、宝くじに入札を申請している。現在、助成金等の資金を集めることが課題と

なっている。

## おわりに

本稿は、イギリスの民間非営利団体の活動についての報告である。棕野・廣野・姫野、2017で述べた近年のイギリスの福祉政策及び貧困地域の再開発についての報告と併せ、2016年9月にイギリスのオックスフォード市で行った一連の調査の結果をまとめたものである。

イギリスの近年の福祉政策については、①公的セクターとボランティアセクターの関係が変化し、ボランティアセクターの役割が増大していること、②1997年から2010年までの労働党政権では、地域ベースの分析、反貧困、コミュニティ全体に対する支援が基本戦略とされたが、その後の連立政権、保守党政権では個人への焦点化が進んだこと、③労働党政権は貧困対策として幼児期へのサービスを重視したことを述べた。

貧困地域の再開発については、住宅の開発許可に際して低所得者向け住宅の建設を義務付け、一般向けの住宅と混在させて所得による居住地の分断をなくすなど、多様な住民の受け皿となる住宅の整備を進めていることを述べた。

民間非営利団体の活動では、貧困地域でアドボカシー活動に取り組む団体を中心に、その他コミュニティ支援、幼児期の支援、若者のエンパワメントに取り組む団体の活動状況を述べた。

これらの調査結果から、日本の貧困政策に対して、①データに基づく地域分析とそれに基づく貧困地域への重点的支援、②こども園等子ども・子育て支援施策への貧困対策の視点の導入、③都市計画や住宅政策への貧困対策の視点の導入、④契約主義、申請主義の下で個人の権利を守るアドボカシー活動、⑤これまで支援の少なかった若者支援の政策的重要性が示唆された。また、ソーシャルワーク活動の視点からも、イギリスで行われている幅広いアドボカシー活動とそれを可能にする条件は注目すべき点である。さらに高度に訓練されたボランティアと有給の職員との連携も示唆に富むものであろう。

これらの示唆を、本調査と同一の科学研究費助成事業で行った日本国内での生活困窮者支援の調査と併せ考察し、日本の生活困窮者支援策の具体的改善策を探ることが今後に残された課題である。

## 注

- 1) バートンプロジェクト (Barton Project) は、1974年に地方自治体とオックスフォード大学の共同イニシアティブとして始まり、その後、オックスフォード県や市、コミュニティ組織、ボランティア組織、ソーシャルワークやコミュニティワークの訓練コースと連携して、住民に情報や助言サービスを提供した。
- 2) 1921年～1997年。ブラジル北東部ペルナンブコ州に生まれる。教育学者、哲学者。「意識化」「問題解決型教育」などを通じ、20世紀の教育思想から民主政治のあり方にまで大きな影響を与えた。その実践を通じて「エンパワメント」「ヒューマニゼーション(人間化)」という表現も広く知られるようになる。

## 参考文献

### (英語文献)

- Agnes Smith Advice Centre, 2015, “Annual Report April 2014-March 2015”  
(<http://www.agnessmith.co.uk/wp-content/uploads/documents/Annual%20Report%20final%20version%202015.pdf>) 2017/01/02.
- Barton Community Association, 2016, Home  
(<http://www.bartoncommunityassociation.com/>) 2017/12/02.
- Child Poverty Action Group, 2016, Home (<http://cpag.org.uk/>) 2016/1/20.
- Getting Heard, 2017, Our History (<https://www.gettingheard.org/history/>) 2017/01/02.
- Hanvey, Christopher and Terry Philpot ed., 1994, “Practising Social Work” Routledge (6-7).
- Office of the Public Guardian, 2007 “Making decisions The Independent Mental Capacity Advocate (IMCA) service”  
([https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/365629/making-decisions-opg606-1207.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/365629/making-decisions-opg606-1207.pdf)) 2017/01/02.
- Oxfordshire Welfare Rights and Barton Advice Centre, 2017, About us  
(<http://www.oxfordshirewelfarerights.btck.co.uk/About%20us>) 2017/01/02.
- Peeples, 2016, principles (<https://www.peeples.org.uk/principles>) 2016/12/31.
- Ruth Lupton, Tania Burchardt, John Hills, Kitty Stewart and Polly Vizard, 2016, “Social Policy in a Cold climate” Policy Press.
- Social Care Institute for Excellence, 2015 “Independent advocacy under the Care Act 2014”  
(<http://www.scie.org.uk/care-act-2014/advocacy-services/commissioning-independent-advocacy/duties/independent-advocacy-care-act.asp>) 2017/01/02.
- Support, Empower, Advocate, Promote, 2017 “What is advocacy?”  
(<http://www.seap.org.uk/im-looking-for-help-or-support/what-is-advocacy.html>) 2017/01/02.

### (日本語文献)

- 池永知樹, 2013, 「緊縮財政下のイギリス法律扶助の変容と持続性を追求する他国の取組—2013 International Legal Aid Group 国際会議を踏まえて—」  
<http://www.houterasu.or.jp/cont/100546189.pdf> 2017/01/02.
- 菅富美枝, 2010, 「自己決定を支援する法制度支援者を支援する法制度—イギリス 2005年意思決定能力法からの示唆」『大原社会問題研究所雑誌』622, 33-49.
- 菅富美枝, 2011, 「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想」『経済志林』法政大学経済学部学会  
<http://hdl.handle.net/10114/6259>.
- 友岡史仁, 2011, 「行政不服申立制度・苦情処理制度に関する調査研究報告書」財団法人行政管理研究センター.
- 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書, 2015, 「イギリスMCA視察報告書 (2015.4.19~26)」2017/01/02.
- パウロ・フレイレ, 三砂ちづる訳, 2011, 『被抑圧者の教育学』亜紀書房.
- 平部康子, 2012, 「イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」『海外社会保障研究』179, 29-37.
- 椋野美智子・廣野俊輔・姫野由香, 2017, 「イギリスの貧困地域における民間非営利団体の活動—オックスフォードの事例(1)」『福祉社会科学』(大分大学大学院福祉社会科学研究所) 第8号, 67-85.